

令和2年10月9日

香川労働局長  
本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会  
会長 柴田 潤子



香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業  
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月5日付け香労発基0805第1号をもって貴職から諮問の  
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達  
したので答申する。

## 別 紙

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

香川県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 956 円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

指定日発効（令和2年12月15日）